

医政発 0218 第 1 号
令和 7 年 2 月 18 日

各 { 都道府県知事
保健所設置市長
特別区長 } 殿

厚生労働省医政局長
(公 印 省 略)

あん摩業、マッサージ業、指圧業、はり業、きゅう業若しくは柔道整復業又はこれらの施術所に関して広告し得る事項等及び広告適正化のための指導等に関する指針
(あはき・柔整広告ガイドライン) について

あん摩業、マッサージ業、指圧業、はり業、きゅう業若しくは柔道整復業又はこれらの施術所に関する広告（以下「あはき・柔整に関する広告」という。）については、利用者保護の観点から、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律（昭和 22 年法律第 217 号）、柔道整復師法（昭和 45 年法律第 19 号）その他の法令の規定等により制限されてきたところですが、今般、利用者に適切な施術所等を選択するために必要な情報が正確に提供されることにより、その選択の支援と利用者の安全向上を図るとともに、あはき・柔整に関する広告の適正化の推進を図ることを目的として、別紙のとおり「あん摩業、マッサージ業、指圧業、はり業、きゅう業若しくは柔道整復業又はこれらの施術所に関して広告し得る事項等及び広告適正化のための指導等に関する指針（あはき・柔整広告ガイドライン）」（以下「本指針」という。）を策定しました。

本指針の策定に当たっては、社会保障審議会医療保険部会あん摩マッサージ指圧、はり・きゅう療養費検討専門委員会及び柔道整復療養費検討専門委員会において、不適切なあはき・柔整に関する広告を是正すべき旨の意見が出されたことや、消費者庁に対して無資格者による行為によって発生した事故の情報が寄せられていること等を踏まえ、あはき・柔整に関する広告だけでなく、無資格者による広告も含めた広告の在り方について検討を行ったところであり、これを併せて本指針に定めています。

貴職におかれましては、別紙の内容について十分に御了知いただくとともに、管下の施術所及び関係団体等に対する周知をお願いします。あわせて、不適切な広告の実施者に対し、その是正に向け必要な行政指導等を実施していただきますようお願いいたします。また、広告に関する苦情相談窓口を明確化し地域住民に周知するとともに、当該地域を所管する

消費生活センター等の消費生活相談窓口に寄せられる場合があるため、苦情・相談の状況について、定期的に情報交換する等、消費者行政担当部局等との連携に努めるようお願いします。さらに、医療法（昭和 23 年法律第 205 号）、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号）、不当景品類及び不当表示防止法（昭和 37 年法律第 134 号）、不正競争防止法（平成 5 年法律第 47 号）、健康増進法（平成 14 年法律第 103 号）等の他の法令に抵触する広告であることが疑われる場合において、各担当課室がそれぞれ連携して広告実施者への指導等を行うなどの対応を適切に行っていただくようお願いします。

なお、本指針は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。